

総合支所工事費内訳書取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、総合支所長に対する事務委任規則（平成22年規則第23号）第1項第1号クの規定により総合支所長が発注する工事の入札及び契約における不正行為の排除の徹底並びに当該入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）の積算努力の促進を図るため、入札参加者に工事費内訳書の提出を求めることについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合支所長が発注する工事のうち、一般競争入札及び指名競争入札に付するもの（以下「対象工事」という。）について、工事費内訳書（別記様式）の提出を求めるものとする。

(周知)

第3条 対象工事である旨を下関市契約規則（平成21年規則第29号）第4条第1項の規定による公告及び第17条第2項の規定による通知（以下「公告等」という。）において明らかにするものとする。

(提出方法)

第4条 入札書を持参して行う入札においては、入札書と同封の上、公告等において指定する入札日時に入札場所へ持参して提出するものとする。

2 郵便による入札においては、入札書と同封の上、書留郵便により提出するものとする。（公告等において指定する提出期限までの消印があること。）

3 電子入札システムによる入札においては、入札書に電子ファイルの形式で添付し、公告等において指定する提出期限までに電子入札システムにより提出するものとする。

(工事費内訳書の記載項目)

第5条 工事費内訳書の記載項目については、公告等を行う際に総合支所長が指定するものとする。

(入札の無効)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、総合支所工事請負契約入札心

得（平成３０年７月１日制定）第８条第１０号に該当するものとして当該入札参加者のした入札を無効とする。

- (1) 工事費内訳書の提出のないもの。
- (2) 第４条の提出方法によらずに提出されたもの。
- (3) 工事名の記載のないもの又は相違があり工事の特定ができないもの。
- (4) 入札参加者名の記載のないもの又は相違があるもの。
- (5) 工事費内訳書の工事価格と各項目の合計金額が一致していないもの。
- (6) 工事費内訳書の工事価格と入札金額が一致していないもの。
- (7) 工事費内訳書の各項目が、第５条により総合支所長が指定した記載項目を満たしていないもの。
- (8) 工事費内訳書の各項目に空欄又は０円と記載のあるもの。
- (9) 値引きの記載があるもの。

附 則

この要領は、平成３０年７月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成３１年１月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

別記様式

(宛先) (菊川・豊田・豊浦・豊北) 総合支所長

住 所

商号又は名称

代表者 職・氏名 _____

工事費内訳書

工事名 _____

工種等		金額 (円)
直接工事費		円
	工	円
	工	円
	工	円
	工	円
共通仮設費		円
現場管理費		円
一般管理費		円
工事価格		円

< 注意事項 >

- ・ 各項目について消費税抜きの金額を記載すること。
- ・ 各項目に空欄又は0円の記載がないこと。
- ・ 入札金額と工事価格が一致すること。
- ・ 工事価格と各項目の合計金額が一致すること。
- ・ 直接工事費と各内訳工種の合計金額が一致すること。